

令和8年度きのこ類の種菌の有害菌等調査関連業務
仕様書

1 件名

令和8年度きのこ類の種菌の有害菌等調査関連業務

2 目的

きのこ類の生産に当たっては、生産者が使用する種菌への有害菌類及び有害菌類以外できのこ種菌に影響を与える害菌（以下「有害菌類等」という。）の混入が、生産者の生産量に大きな影響を与える。

このため、きのこ種菌の有害菌類等の検査を行い、種菌の適正な生産及び流通を図ることが、きのこ類の生産増進等の観点から必要であり、種苗法（平成10年法律第83号）に基づく指定種苗であるきのこ類の種菌の有害菌類等の有無についての確認・種別判定等の調査を行うもの。

なお、有害菌類とは、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）第23条第3項第3号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する「トリコデルマ」をいう。

3 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木曜日）まで

（ただし、調査報告は令和9年3月11日（木曜日）までに行う。）

4 業務概要

種苗法に基づき、発注者が検査のために種苗販売業者から集取したきのこ類の種菌（120個）を保存・培養し、有害菌類等の有無の判定を行い、その結果報告を行う。

なお、有害菌類等の発生が確認された際は、発生原因及び対策についても報告を行う。

5 調査内容

発注者から送付するきのこ類の種菌の有害菌類等の有無の判定について、次により行う。

(1) 送付された種菌の消毒・保管

発注者から受注者へ着払（受注者負担）で送付された種菌について、数量の確認後に、容器の破損等を点検の上消毒を行い、グロースキャビネット（温度・湿度制御倉庫）に入れ、摂氏5度前後の温度で保管する。

ア 積み上げる場合は、蒸れないよう空間を空けること。

イ 農薬、肥料等と同一場所に保管しないこと。

ウ 事務所等人の出入りの激しい場所は避けること。

(2) 寒天培地を用いた分離片採取・培養

① 調査準備

ア 分離培養には、洗浄器等により水洗いを行った試験管を用いることとする。

イ 分離培地には、馬鈴薯煎汁寒天培地（以下、「培地」という。）を用い、湯煎等により溶かした培地を、熱気のあるうちに洗浄した試験管に10cc程度注入する。

ウ 培地等の殺菌は、培養栓を施用したまま培地の入った試験管を、摂氏 120 度のオートクレープに 20 分間入れて行うものとする。

エ 殺菌した培地入り試験管をクリーンルーム(無菌室(清浄度クラス 1000 以上))内で斜めに並べて 7 日間固定して凝固を行うものとする。

② 分離調査

ア 種菌の分離方法

1 個当たり 1 / 100cc 程度 of 分離片を容器の各部位(上部・中部・下部等)から 10 個均等に採取し、この分離片を試験管内の培地に接種して行う。

イ 分離の場所は、クリーンルーム内でクリーンベンチ(無菌作業台(清浄度クラス 100 以上))で行い、三角刀、ピンセット等の分離器材の殺菌は、種菌を 1 片分離する都度アルコール殺菌及び火炎殺菌により行うものとする。

(3) 培養期間中の種菌培地の点検・調査

種菌の培養は接種した試験管を摂氏 20 度から 25 度までのインキュベーター(恒温器)等で 14 日間行う。

培養中の点検・調査は 4 日目、7 日目、10 日目及び 14 日目に菌糸の伸長状況及び色の変化について肉眼検査を行い、異常菌糸が発育した場合は直ちに顕微鏡検査を行い有害菌類等であるかどうかの判定を行う。

14 日間培養した後は、確認調査を行うまで摂氏 5 度前後の低温で保管する。

(4) 発生した有害菌類等の属種の同定調査

有害菌類等の属種の同定については、スライドカルチャー方式により、更に顕微鏡調査を行い判定する。

(5) 菌学的知識に基づく有害菌類等の発生原因と対策の報告

発生した有害菌類等については、その都度、有害菌類等の特徴、観察結果、発生が考えられる原因及び対策の報告を発注者へ行う。

(6) 確認調査

有害菌類等の属種の同定調査後、低温で保管されている検体 120 個を、発注者立会いの下、有害菌類等の確認調査を行う。

(7) 発生した有害菌類等の保存

発注者は、令和 9 年 3 月 11 日(木曜日)までに提出された報告書を基に、検査結果を種苗業者等に通知することから、受注者は発生した有害菌類等に関する質疑等に対応するため、令和 9 年 3 月 25 日(木曜日)まで凍結保存する。

(8) 残種菌及び有害菌類等の適切な廃棄

残種菌等は受注者が廃棄を行うこととし、通常種菌等を処分する方法で可とするが、残種菌が第三者に渡ることのないよう留意する。

6 令和 7 年度調査報告書の閲覧及び公表

(1) 以下の場所において令和 7 年度調査報告書を閲覧することができる。

場所：林野庁林政部経営課特用林産対策室(本館 7 階 ドア No. 本 710)

(2) 令和 7 年度調査報告書は以下のホームページに掲載している。

URL: https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/seikabutu_tokusan.html

7 調査報告の提出

令和 9 年 3 月 11 日(木曜日)までに、調査報告書を 2 部提出する。

8 「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）の実施

受注者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の関連する環境関係法令のうち、該当する法令を遵守するとともに、エネルギーの節減、悪臭及び害虫の発生防止、廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分等の取組に努めることとし、事業の最終報告時に「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）実施状況報告書（様式）を提出し、最終の完了検査の際に発注者の確認を受けること。なお、様式のアからオまでの各項目についての実施に努め、実施した又は努めた項目にチェックを入れること。

（1）主な環境法令

- ① エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
 - ② 悪臭及び害虫の発生防止
 - ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
 - ③ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
 - ④ 生物多様性への悪影響の防止
 - ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
 - ⑤ 環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- 等

9 その他

- （1）業務の目的を達成するため、受注者は調査業務の進捗状況を、毎月 1 回発注者へ報告する。
- （2）本調査により知り得た事項については、契約期間にかかわらず外部に漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。
- （3）本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うものとする。
- （4）受注者へ送付される種菌の集取場所及び数量は以下を予定する。

集取場所	東北地方	菌床 12 個 × 2 社
	関東地方	菌床 12 個 × 2 社
	中部地方	菌床 12 個 × 2 社
	中国地方	菌床 12 個 × 2 社
	九州地方	菌床 12 個 × 2 社

令和8年度 きのご類の種菌の有害菌等検査業務関連業務
「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）実施状況報告書

受注者名	
担当者名	
連絡先	

以下のアからオまでの取組について、実施状況を報告します。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	その他 ()		

・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

イ 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	その他 ()	/	/

・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	その他 ()	/	/

・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	その他 ()		

- ・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

オ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6	作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	その他 ()		

- ・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()